

産労政第 495 号
令和 4 年 7 月 29 日

経済団体の長 様

埼玉県知事 大野元裕（公印省略）

感染防止対策の徹底について（依頼）

本県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策については、日頃から格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新規陽性者数が急速に増加する中、医療のひっ迫を防ぎ、社会経済活動を継続していくためには県民・事業者の感染防止対策の御協力が必要です。

つきましては、貴団体の会員及び関係事業者の皆様、下記に掲げる感染防止対策の徹底について改めて呼び掛けていただくようお願いいたします。

また、新型コロナ後遺症に係るチラシについて併せて周知してくださるよう御協力をお願いいたします。

記

1 職場等における感染防止対策

（1）人と人との接触を低減させる取組やオフィス等における密度の緩和

- ・ 在宅勤務（テレワーク）
- ・ 自転車通勤等
- ・ 時差出勤
- ・ 昼休みの時差取得
- ・ 職員同士の距離確保

（2）基本的な感染防止対策の徹底

- ・ 「三つの密」等を避ける行動の徹底
- ・ 手洗いや手指消毒
- ・ せきエチケット
- ・ 事業場の換気励行
- ・ 複数人が触る箇所の消毒

（3）その他

- ・ 発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛
- ・ 軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査

- ・ 出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用
- ・ 社員寮等の集団生活の場での対策
- ・ 「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）場面の注意喚起

2 施設・店舗等における感染防止対策

1の職場等における感染対策防止のほか、換気扇の常時稼働や窓開けを頻繁に行うなど、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を実施すること。

これまでにクラスターが発生しているような施設や「三つの密」を避けることが難しい施設については、徹底した感染防止対策を実施すること。

3 重症化リスクのある労働者等への配慮

高齢者や基礎疾患を有する者など重症化リスクのある労働者、妊娠している労働者及び同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、在宅勤務（テレワーク）や時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

【資料】

新型コロナウイルス感染症の後遺症にお悩みの方へ

担 当 経済対策担当
電 話 048-830-3763
メー ル a3710-16@pref.saitama.lg.jp